

令和8年度 放射線観測局保守管理業務委託実施要領

第1 趣旨

この要領は、新潟県放射線監視センター（以下「甲」という。）が、受託者（以下「乙」という。）に委託する観測局（モニタリングポスト28局及びモニタリングポイント11局をいう。）の保守管理業務（以下「業務」という。）の内容について、必要な事項を定める。

第2 実施場所

乙が業務を実施する場所は、別表1、別表2及び別表3のとおり。

第3 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

第4 業務の種類及び対象施設設備

乙が実施する業務の種類及びそれらの対象施設設備は、次のとおりとする。

業務の種類	対象施設設備
電気設備保守点検業務	別表1及び別表2のモニタリングポストの施設設備
空調設備保守点検業務	別表1及び別表2のモニタリングポストの施設設備
観測局舎内清掃業務	別表1及び別表2のモニタリングポストの施設設備 (別表2注に記載のコンテナ筐体を含む)
観測局敷地芝管理業務	別表1及び別表2のモニタリングポスト並びに別表3のモニタリングポイントの全施設設備
スノーポール着脱業務	別表8に示す施設設備
除雪作業	別表9に示す施設設備

第5 電気設備保守点検業務及び空調設備保守点検業務

1 回数及び実施時期

別表4のとおり。

2 点検項目

別表5及び別表6に掲げる項目について実施する。

3 点検時における異常の報告

乙は、点検において、施設設備の故障若しくは異常又は部品の消耗若しくは劣化を見つけたときは、直ちに甲に報告する。

第6 観測局舎内清掃業務

1 回数及び実施時期

別表4のとおり。

- 2 清掃作業の種類及び箇所
別表7のとおり。

第7 観測局敷地芝管理業務

- 1 回数及び実施時期

別表4のとおり。

- 2 植樹剪定

観測局敷地芝管理業務の際、甲が指定する時期、観測局において植樹剪定を合計2回実施する。乙は、委託期間が終了するときは、植樹剪定業務の実施回数を実績報告書として提出すること。

植樹剪定の実施回数の合計が2回に満たなかった場合は、不足分を契約金額から減額して変更契約し、合計が2回を超過した場合は、超過分を契約金額から増額し変更契約する。

なお、発電所南局及び発電所北局については、植樹剪定に限り表示装置周辺を含むこととする。

第8 スノーポール着脱業務

- 1 着脱時期

別表4のとおり。

- 2 スノーポールの着脱及び取付位置

甲が所有するスノーポールを別表8のとおり設置すること。回収後は甲に返却すること。スノーポールの設置、返却に要する費用は、契約金額に含めること。

第9 局舎周辺の除雪作業

別表9に想定する回数とする。除雪時期については、甲が指示する。

乙は、委託期間が終了するときは、除雪業務の実施回数を実績報告書として提出すること。

除雪の実施回数の合計が別表9の合計回数に満たなかった場合は、不足分を契約金額から減額して変更契約し、別表9の合計回数を超過した場合は、超過分を契約金額から増額して変更契約する。

第10 作業時間帯

業務の作業時間は、原則として土曜日及び休日を除き、月曜から金曜までの9時から17時までとする。これ以外の時間帯に実施する必要がある場合は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

第11 工程表

乙は、各業務を実施しようとするときは、その前月の15日までに、様式1による工程表を甲に提出し、甲の承認を受けるものとする。

第 12 主任技術者

乙は、保守点検を実施しようとするときは、あらかじめ現場の技術上の管理をつかさどる主任技術者を選任し、様式 2 により甲へ届け出なければならない。
これを変更する場合も同様とする。

第 13 作業の開始終了の報告

主任技術者は、作業の開始時及び終了時に電話によりその旨を甲へ報告し、作業時間の確認を受けなければならない。

第 14 業務実施報告書

乙は、業務の種類ごとに点検実施の都度、実施時期の翌月中又は 3 月 31 日のいずれか早い日までに業務内容を記入した業務実施報告書を甲に提出するものとする。

第 15 事故の報告及び原状復旧

乙は、局舎、施設機器等に損害を与えた場合は、直ちに甲に報告するとともに、乙の責任において速やかに原状に復すること。

第 16 作業実施上の注意

- 1 観測局は、24 時間連続で放射線の測定を行っているので、各業務を行う際は局舎内で停電が発生しないように細心の注意を払うこと。
- 2 各業務の実施にあたっては、事故が発生しないよう十分注意すること。
- 3 モニタリングポスト及びモニタリングポイントについて、施設が他機関の構内に設置されている場合は、作業前に敷地管理者に所属と作業内容を申し入れ、許可を得た後に作業にあたること。
- 4 別表 1 に掲げるモニタリングポストにおける除草作業を行う際には、実施前後に甲へ電話連絡を行うこと。

第 17 その他

この要領に疑義を生じた場合は、別途甲乙協議の上、決定する。

別表1

観測局保守管理業務の実施場所1

施設 の 名 称		所 在 地
モニタリングポスト	1 柏崎市街局	柏崎市鏡町11-9 (柏崎地域振興局健康福祉部構内)
	2 荒浜局	〃 荒浜 1丁目字防風浜2046-156
	3 下高町局	刈羽村大字下高町字北向406-5
	4 刈羽局	〃 大字刈羽字桜田152-3
	5 勝山局	〃 大字滝谷字葎が入1242-1
	6 宮川局	柏崎市大字宮川字寅新田2607-3
	7 西山局	〃 西山町池浦字縄手下858-3
	8 赤田町方局	刈羽村大字赤田町方字墓崎543
	9 土合局	柏崎市大字土合838 (日吉小学校構内)
	10 発電所南局	〃 荒浜4丁目字船尻砂山1756-4
	11 発電所北局	刈羽村大字刈羽字宝2976-4

別表2

観測局保守管理業務の実施場所2

施設 の 名 称		所 在 地
U P Z モニタリングポスト	1 鯨波局	柏崎市鯨波2-4-50 (鯨波コミュニティーセンター構内)
	2 新道局	〃 大字新道3388 (高田コミュニティーセンター構内)
	3 加納局	〃 加納2564-1 (中鯖石コミュニティーセンター構内)
	4 北条局	〃 北条1996 (北条中学校構内)
	5 千谷沢局	長岡市大字千谷沢397-4
	6 越路局	〃 飯塚 県道柏崎越路線沿
	7 関原局	〃 関原町1-2247-2 (新潟県立歴史博物館構内)
	8 宮本局	〃 宮本町 県道長岡西山線沿 薬師トンネル付近
	9 出雲崎大門局	三島郡出雲崎町大門71 (出雲崎高等学校構内)
	10 柿崎局	上越市柿崎区柿崎7075 (久比岐高等学校構内)
	11 岡野町局	柏崎市高柳町岡野町1849-1 (柏崎市高柳町事務所構内)
	12 川西局	十日町市赤谷葵500
	13 小千谷局	小千谷市平沢2
	14 妙見局	長岡市妙見町 県道小千谷長岡線沿
	15 見附市街局	見附市学校町2-7-13 (素材応用技術支援センター構内)
	16 分水局	燕市分水新町2-5-1 (分水公民館構内)
	17 寺泊局	長岡市寺泊藪田6789-4 (コロニーにいがた白岩の里構内)

(注) 3, 5, 6, 7, 8, 9, 14 の施設については、観測局舎併設のコンテナ筐体も対象に含む。

別表 3

観測局保守管理業務の実施場所 3

施 設 の 名 称		所 在 地
モ ニ タ リ ン グ ポ イ ン ト	1 北園町局	柏崎市北園町10-20
	2 大湊局	国道 352号柏崎市大湊地先
	3 三和町局	柏崎市三和町5-55
	4 下大新田局	〃 大字下大新田字浦畑393-8
	5 長嶺局	〃 西山町長嶺1718
	6 安田局	〃 大字安田字油田3088-7
	7 中田局	〃 大字中田字関野2295-1
	8 吉井局	〃 大字吉井字水上49-3
	9 北野局	〃 西山町北野1314
	10 別山局	〃 西山町別山1589-2
	11 広田局	〃 大字東条字朴ノ木田617-2

(注) 8の施設については、観測局舎併設のコンテナ筐体のフェンス周辺も対象に含む。

別表 4

観測局保守管理業務の回数及び実施時期等

業 務	実施時期別回数												合 計
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
電気設備保守点検		↔ 1回						↔ 1回					2 回
空調設備保守点検		↔ 1回			↔ 1回			↔ 1回			↔ 1回		4 回
観測局舎内清掃					↔ 1回						↔ 1回		2 回
観測局敷地芝管理		○	○		○		○						4 回
スノーポール着脱								設 置				回 収	2 回

別表 5

電気設備保守点検業務作業基準表

設 備 の 名 称	局 数	保 守 点 検 項 目
1 局舎外引込開閉器盤	28	盤内外点検端子類増締
2 局舎内分電盤	28	盤内外点検端子類増締
3 漏電警報器等 100 V単相、200 V 3相 (設置施設のみ)	28	作動試験 漏れ電流測定
4 耐雷トランス 100 V単相、200 V 3相	28	点検端子類増締 2次電圧測定
5 避雷針 (第 1 種接地)	16	接地抵抗測定 別表 1 に示す11施設及び 別表 2 の新道局、加納局、 千谷沢局、関原局、 出雲崎大門局

別表 6

空調設備保守点検業務作業基準表

設 備 の 名 称	数	保守点検項目
1 空調機	28	リモコン設定記録 及び表示画面写真撮影 運転状態点検 室内機フィルター確認・清掃 (フィルター確認後、 汚れていたら清掃を実施) 室外機点検 室外機フィン洗淨 室外機架台点検 冷媒管保温外皮点検
2 換気扇 温度調節器	28	温度調節器作動試験 フィルター清掃
3 局舎内温度監視装置	28	温度記録及び写真撮影 設定値、運転温度
4 結露防止装置 (ダスト管)	3	稼働状態の確認 異音、異臭の有無確認 別表 1 に示す柏崎市街局、 刈羽局、西山局
5 局舎内	28	点検
6 局舎外 局舎外壁、屋外工作物	28	

(注) 空調機の室外機フィン洗淨は、年 1 回 (5～6 月) のみ実施する。

別表 7

観測局舎内清掃業務作業基準表

作業箇所		掃き 清掃	拭き 清掃	紙屑 処理	洗剤 洗浄	ワックス 塗布	ワックス 磨き	金属 磨き
局 舎 内 部	局舎床(ビニル床シート 貼り)	○	○	○	○	○	○	○
	コンテナ筐体床(ビニル床シート 貼り)	○	○	○	○	○	○	○
	耐雷トランス		○					
	無停電装置		○					
	分電盤		○					
	電話線引込端子函		○					
	中継端子函		○					
	保安器函		○					
	局舎内温度監視装置		○					
	換気扇		○					
	換気口シャッター		○					○
	結露防止装置		○					○
	結露防止装置温度調節計		○					
	テレメータ装置		○					
	ダストサンプラー及び架台		○					
	吸引ポンプ		○					
	空間線量率測定器		○					
	空气中放射性物質測定器		○					
	気象観測装置		○					
	空調機室内機		○					
局 舎 外 部	引込開閉器盤		○					
	空調機室外機		○					
	空調機室外機の架台		○					
	空調冷媒管		○					○
	空調排水管		○					○
	換気口フード		○					○
	換気扇フード		○					○

別表 8

スノーポール着脱業務作業基準表

施設の種類	施設の名称	着脱本数	取付位置
モニタリングポスト	1 柏崎市街局	—	
	2 荒浜局	—	
	3 下高町局	2	道路側フェンス柱
	4 刈羽局	—	
	5 勝山局	—	
	6 宮川局	—	
	7 西山局	—	
	8 赤田町方局	2	道路側フェンス柱
	9 土合局	—	
	10 発電所南局	2	道路側フェンス柱
	11 発電所北局	—	
モニタリングポイント	12 北園町局	4	4方フェンス柱
	13 大湊局	—	
	14 三和町局	4	4方フェンス柱
	15 下大新田局	4	4方フェンス柱
	16 長嶺局	2	道路側フェンス柱
	17 安田局	4	4方フェンス柱
	18 中田局	2	道路側フェンス柱
	19 吉井局	4	4方フェンス柱
	20 北野局	4	4方フェンス柱
	21 別山局	4	4方フェンス柱
	22 広田局	1	道路側フェンス柱
合 計		39	

別表 9

除雪想定回数

施 設 の 名 称		回数	検出器	積雪深計
モ ニ タ リ ン グ ポ ス ト	1 柏崎市街局	1	地上	有
	2 荒浜局	1	地上	有
	3 下高町局	1	地上	有
	4 刈羽局	1	地上	有
	5 勝山局	1	地上	有
	6 宮川局	1	地上	有
	7 西山局	1	地上	有
	8 赤田町方局	1	地上	有
	9 土合局	1	地上	有
	10 発電所南局	1	地上	有
	11 発電所北局	1	地上	有
U P Z モ ニ タ リ ン グ ポ ス ト	1 鯨波局	2	地上	
	2 新道局	2	地上	有
	3 加納局	3	屋上	
	4 北条局	3	屋上	
	5 千谷沢局	3	屋上	有
	6 越路局	3	屋上	
	7 関原局	3	屋上	有
	8 宮本局	3	屋上	
	9 出雲崎大門局	2	地上	有
	10 柿崎局	2	地上	
	11 岡野町局	3	屋上	
	12 川西局	3	屋上	
	13 小千谷局	3	屋上	
	14 妙見局	3	屋上	
	15 見附市街局	2	地上	有
	16 分水局	2	地上	有
	17 寺泊局	2	地上	

※積雪深計が設置されている施設については、積雪深計受信面周辺（概ね直径 1m の範囲）を除雪しないよう、留意すること。

様式2

主任技術者選任届

令和 年 月 日

新潟県放射線監視センター所長 様

受託者住所
法人等名称
代表者氏名

下記のとおり主任技術者を選任したので届け出ます。

記

受託業務名	観測局保守管理業務	
業務の種類		
主任技術者	所属・職名	
	氏 名	(歳)
	経験年数	
	資 格	
主任技術者へ委任しない事項		